

初期相談窓口として気軽にご利用を

認知症ケアなんでも相談

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者支援の重要性が増し、高齢者や家族への支援体制づくりが求められています。

それらに対応するために、地域包括支援センターでは、認知症の予防や認知症介護の相談の窓口として、「認知症ケアなんでも相談」を開設し、認知症について不安のある方や認知症高齢者を介護しているご家族からの相談に応じます。
保健師・社会福祉士がお話を伺います。

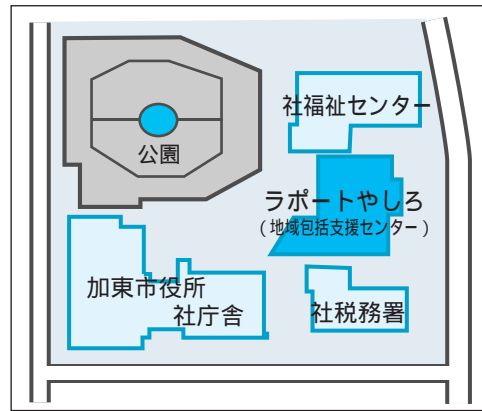


保健師・社会福祉士がお話を伺います。

【相談内容は】

認知症予防の健康管理の助言
認知症の症状への対応方法

家族・介護者への支援
その他各種制度の紹介
などです。どうぞお気軽にご利用ください。



- 相談日 毎月第二・四火曜日
(国民の祝日・年末年始を除く)
- 七月は十日(火)・二十四日(火)です。
- 相談日 午後一時から四時
- 相談場所 ラポートやしろ 一階 相談室
- 問い合わせ
加東市地域包括支援センター
☎ 43・0431

住宅をバリアフリー改修されると

固定資産税が減税されます

平成十九年一月一日においてすでに建築されている住宅で、高齢者や障害者がお住まいの住宅について、バリアフリー改修工事(補助金を除く自己負担額が三十万円以上)を行われた場合、翌年度分の固定資産税(家屋に課税される分のみ)が減税されます。

減税額は、百㎡分までの固定資産税額の三分の一です。

【居住者の要件】

- 六十五歳以上の方
- 要支援認定または要介護認定を受けておられる方
- 身体障害者手帳をお持ちの方

【対象となる工事】

- 廊下の拡幅
- 階段の勾配緩和
- 浴室改良
- トイレの改良
- 手すりの設置
- 室内の段差解消
- 引き戸への取替工事
- 床表面の滑り止め化

【申請方法】

改修後すみやかに工事明細書、領収書、改修箇所の図面・写真(改修前後)を添えて加東市税務課まで申



請ってください。

六十五歳未満の方の場合は介護保険法の要支援認定もしくは要介護認定または障害者であることの証明書の写しを添付してください。

【申請期間】

平成二十二年三月三十一日まで

【その他】

固定資産税の減額は申請の翌年度のみです。
新築や増築の建物は対象になりません。

問い合わせ
総務部税務課(社庁舎)
☎ 43・0395